

福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金実施要領
（外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）分）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金（以下、「本補助金」という。）のうち、外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）分の運用について、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関（※）」という）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

※ 外来対応医療機関とは、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、並びに「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）に基づく外来対応医療機関をいう。

（補助対象者）

第3条 交付要綱第2条で規定する補助事業者等は、福島県内に所在する医療機関であって、新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関のうち、福島県知事が適当と認めるもの（以下、「事業者等」という。）とする。なお、「診療した実績」については、「新型コロナウイルス感染症の疑い患者であり、検査をした結果、新型コロナウイルス陰性であった患者への対応」を含むものとする。

2 事業者等の要件は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事務所等を有する団体等であり、継続的な活動が行われていること又は行える体制を有していること
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと
- (3) 宗教活動又は政治活動並びに特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした活動を行っていないこと

3 前項第2号に規定する事業者等は、別紙暴力団等排除に関する誓約書の提出を以て、同号に該当しないことを証するものとする。ただし、事業者等のうち市町村については誓約書の提出を免除する。

(補助対象経費等)

第4条 交付要綱第2条第1項第1号別表で規定する補助対象経費等のうち、外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）については、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。
- 3 この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金、寄付金等の交付を受けないこと。なお、令和5年5月7日までの旧帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金の交付を受けている場合にあっても、申請する補助対象経費に重複がないようにすること。
- 4 簡易診療室及び付帯する備品については、緊急的かつ一時的に整備が必要となるものであるため、設備の購入ではなく賃借による対応を基本とする。
- 5 補助事業者等が、やむをえない事情により交付申請以前に事業を開始する場合は、内容を審査した上で、補助の対象とすることが適当であると認められる期日に遡及して補助の対象とする。

(申請内容の審査・補助金の交付決定)

第5条 知事は、受理した申請書について、次の各号に掲げる項目を審査し、採否及び補助金の交付額を決定するものとする。

- (1) 事業実施計画が、補助事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること

(その他)

第6条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 支払に係る経理処理については、金融機開口座への振込とすること
- (2) 知事は、本実施要領第3条第1項について、交付申請時に「事業者等が新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績があること」を確認できない場合にあっては、実績報告時に当該補助対象者の要件を満たしているか確認を行うこととする。なお、結果的に当該補助対象者の要件を満たさなかった事業者等に対しては、補助金の交付は行わないこととする（概算払により補助金を交付している場合、交付した補助金を返還させることとする）。そのため、事業者等は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者も含む）を積極的に受け入れるものとする。
- (3) 事業者等は、外来対応医療機関として福島県ホームページでの公表に同意すること。

附則 この要領は令和2年8月24日から施行し、令和2年度補助事業から適用する。

附則 この要領は令和4年3月25日から施行し、令和3年度補助事業から適用する。

附則 この要領は令和4年7月13日から施行し、令和4年度補助事業から適用する。

附則 この要領は令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
外来対応医療機関設備整備事業 (旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)	次により算出された額の合計額 ア HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 イ HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円 ×知事が必要と認めた台数 ウ 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) (注1) 3,600 円 ×知事が必要と認めた人数分 エ 簡易ベッド 51,400 円 ×知事が必要と認めた台数分 オ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する者であって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 注1 個人防護具の整備にあたっては、別添1の「個人防護具に関する規格参考例」を参考とする。	外来対応医療機関の患者に対する医療を提供するために必要な使用料及び賃借料(注2)、備品購入費(注3)、補助及び交付金 注2 設備をレンタルする場合、設置に必要な工事費及び補償料などレンタルに伴い発生する費用を含むものとする。 注3 設備を購入する場合、設置に必要な工事費を含むものとする。	10/10

※ 補助対象経費は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。

※ 令和2年度以降、本事業の活用により整備した簡易診療室等について、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）について（注4）」に基づき、交付の目的を達成したものとして廃棄（撤去含む）することが適切な場合は、廃棄（撤去含む）に係る経費も対象とする（ただし、補助対象

期間中に行われたものに限る)。

注4：別添2 令和5年5月8日 厚生労働省医政局医療経理室・厚生労働省健康局
結核感染症課・厚生労働省健康局予防接種担当参事官室 事務連絡